

各地区ユーザ協会会員の皆様へ

ご挨拶(公益財団法人への移行について)

平成20年12月1日より施行された「公益法人制度改革関連3法(公益法人制度改革)」を受け、弊会としては、公益財団法人への移行をすべく、昨年10月11日に内閣府あて認定申請を実施し、鋭意、対応を図ってきたところですが、この度、平成24年6月1日の内閣府公益認定等委員会の諮問、審査・答申を経て、平成24年6月21日に内閣総理大臣より「公益財団法人」の認定をいただきました。

つきましては、平成24年7月2日(月)に新法人への移行登記を行い、弊会の名称は「公益財団法人日本電信電話ユーザ協会」となりましたので、ご報告いたしますと共に、新たな公益法人制度に基づく公益法人として、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を通じて、弊会会員の皆様をはじめ、県内すべての事業所様の利益増進に寄与し、地域社会の発展に努めてまいりますので、今後更なる、ご指導・ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いたします。

また、公益財団法人への移行に際しましては、これまでの事業内容を引き継ぎ、セミナーやホームページ等による情報通信技術・サービスに関する最新動向の紹介、ICT活用情報の提供等による経営の効率化や、テレコミュニケーション教育事業の展開による顧客満足向上に向けた活動について従来以上に充実してまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会
千葉支部長 青柳 俊一
(株式会社千葉興業銀行 取締役頭取・CEO)

《公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の概要》

1. 法人の名称

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会

2. 主たる事業所の所在地

東京都千代田区内神田1丁目9番12号

3. 移行登記日

平成24年7月2日

4. 事業概要

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5. その他

法令に基づき、旧法人との間で法人としての同一性は継続し、旧特例民法法人との間で締結済みの契約についても、平成24年7月2日以降契約期間が存在する場合には、新法人がすべての権利義務を継承いたします